

新型コロナウイルス感染症 5 類移行後の無症状・軽症患者の 外来透析を行う際の隔離透析期間等の考え方について

厚生労働省の見解（一般人向け、透析患者様以外、以下参考文章コピー記載）

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められません。外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられます。その際、以下の情報を参考にしてください。

(1) 外出を控えることが推奨される期間

・特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、**発症日を0日目として5日間は外出を控えること、**

かつ、

・**5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること**が推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

(2) 周りの方への配慮 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

日本透析医会・日本透析医学会・日本腎臓学会 新型コロナウイルス感染対策合同委員会の見解（透析患者様向け、透析患者様はこちらをご参照／ご参考ください。以下参考文章コピー記載）

令和5年5月8日からの、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更後は、行政が感染患者に対し外出自粛を要請することはなくなり、療養するかどうかはインフルエンザと同様に個人の判断に委ねられることとなります。令和5年4月5日の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードによると、感染性のウイルス排出は、発症日を0日として6日目以降は大きく減少し、発症8日目には検出限界値を下回ることが報告されています。

新型コロナウイルス感染対策合同委員会では、

・**軽症の感染透析患者への外来透析を継続する場合は、発症日を0日として7日目まで経過、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの隔離透析をお願いすることにさせていただきます。**

ただし、7日目に症状が続いていた場合は、解熱剤の使用無しに熱が下がり、咳や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間が経過するまでは、隔離透析を継続することを推奨します。

また、8日目以降も10日目までは、一部に感染性のある患者が存在することから、患者には不織布マスクの着用、手指消毒などの感染対策の継続を指示してください。なお、無症状者は検査陽性を0日として7日目までの隔離透析をお願いします。

また、透析患者と同居されている方が新型コロナウイルスに感染したら、部屋を分けて生活するように指導してください。